

広告

中日教えてナビでは
様々なジャンルの専門家が
皆さんの相談にお答えします。



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
TEL.052-239-1226
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

服部 清和

株式会社HFP

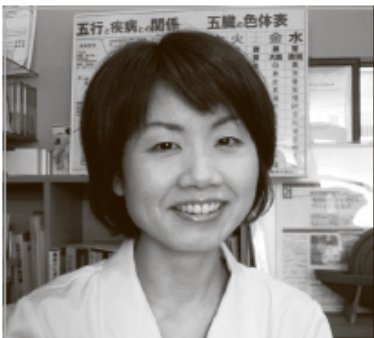


マネー・保険の専門家

愛知県あま市

浅野 美紗代

長森薬局・長森鍼灸院



医療・健康の専門家

岐阜県岐阜市

大森 英則

FP相談室



マネー・保険の専門家

愛知県江南市

紙面出張 Q&A

税務・会計の専門家



おかげさまで
50周年を迎えました

税理士法人NEXT
一川 明弘
岐阜県岐阜市



相続財産の原価

40年前34坪の土地を相続しました。その時土地価格は低かったため相続税は払っていません。今売却したら土地原価の計算はどうなりますか教えてください。



相続財産の原価について

相続した土地を売った時、被相続人が取得した購入価額は不明である場合がありますね。
所得税の確定申告においては土地の譲渡につき、売却金額に対して土地の原価(取得費)と売却費用を差引きして利益(所得)を算出することになります。



す。この場合売る土地の購入価額が分かれば取得費とする訳ですが、取得価額が分からない場合などは売却金額の5%を取得費とすることが出来ます。購入価額より売却価額の5%のほうが高い場合は5%を取得費とすることも出来ます。
今回40年も前の相続なので5%が使われた方が高いかもしれませんね。詳しくは税理士にご相談ください。